

令和7年度
杉並区社会福祉協議会
地域福祉活動費助成金
募集要項

申請期間
令和6年12月3日(火)～令和7年1月18日(土)午後5時まで



杉並社協のマスコットキャラクター
「うえくん」

【問合せ】

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 杉並ボランティアセンター

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並4階

Tel: 03-5347-3939 Fax: 03-5347-2063 メール: info@borasen.jp

(開所時間: 火～土曜日 午前8時30分～午後5時/休業日: 日・月曜日、祝日、年末年始)

杉並区社会福祉協議会ホームページ <https://www.sugisyakyo.com/>

杉並ボランティアセンターホームページ <https://borasen.jp/>

この助成金の財源は『歳末たすけあい運動』として集められた募金です。



- 毎年12月上旬には駅頭で小中学生や民生委員とともに街頭募金を実施しています。
- 町会・自治会をはじめ、多くの区民の皆様にご協力いただき集められている募金です。

思いやりの
地産地消。

つながり ささえあい みんなの地域づくり
歳末たすけあい運動
毎年12月1日～12月31日 募金のご協力をお願いします
<https://www.akaihane.or.jp/>

思いやりの地産地消

募金は皆さんの協力で集められます

毎年12月1日から12月31日の期間が年です。この募金の歴史は、昭和の初め時代から実施されています。私どもの地区長から引継ぎの年以上「各戸募金活動」を続けている町会です。近年はコロナ蔓延防止のため、「各戸募金活動」を継続することに苦慮されたがそのまま行政制度を支えに募金を実施しましたこと、何事もなく募金活動が出来ました。国をはじめ、地方行政まで福祉政策が目玉になるくらいに世情の中、かたいところが少ない部分が多々あります。それを支えついでに活動が募金活動に思っています。全区の各種団体、各企業、各町会、個人の方等からの募金と中学生による駅前街頭募金で助けあう人々の協力があってこそ毎年大きな募金額が集まります。活動がもう一つでこの歳末たすけあい運動を見て、ひとりでも多くに皆さんに募金の意義をご理解いただき協力をお願い申し上げます。今年も貴方も私も募金してください。

平成10年から23年間、毎年12月1日と2日に都営丸の内線東四谷駅の東北出口で行っています。12月という寒い時期ですが、朝時から夕方まで約80名の町会員が協力しています。街頭募金は募金を集めるだけでなく、会員同士や募金を促す方々の地域の方とコミュニケーションが出来る大切な機会と捉えています。歳末たすけあい運動は、社会の事業を通して、広く地域福祉に活用されます。「歳末たすけあい運動」という名前から「お祭りの方」に対して、集められた募金からお金をお渡しているからです。お祭りから集められた募金も、街頭募金をとお渡しするよう方法とは異なりますが、まずコロナや福祉教育、区内で活動する地域福祉団体への助成等に活用され、結果として福祉にお困りの方への支えにつながります。私たちの活動が誰かの支えになると思えば、これからの可能性を取り続けていきたいと考えています。

地区長 櫻川 江口会長

思いやりの地産地消

地域福祉活動費助成金

上限50万円/1事業
● 継続活動の立ち上げ
● 新規的活動

上限20万円/1事業
● 既存の活動を活性化するための事業

チャレンジ 応援助成
定例活動 活性化助成

たくさんの声を！
私たちの手で
ささえあいの杉並に

さすな サロン
コロナ禍 支援事業
福祉教育 推進事業

地域福祉活動推進事業



杉並社協ホームページ
歳末たすけあい運動募金

ご注意ください

・ 申請書類は令和7年1月18日(土)午後5時までに必着です。

・ 団体の構成員を名簿に記載してください。

当会の助成制度では、団体の構成員の半数以上が杉並区在住または在勤である必要があります。提出いただく名簿には、構成員が杉並区内在住または在勤であるかどうかを記載してください。

また、名簿にはお名前とご住所の町名までを記載してください。

・ 助成金の財源となる募金活動への協力をお願いします。

本助成金を受けた団体については、団体名、代表者名、助成金額、活動内容等を杉並社協の広報で公開します。

事業終了後、募金者に対して活動の報告と感謝を伝える『ありがとうメッセージ（書式あり）』を必ず提出してください。

助成金報告会での発表や募金活動への協力をお願いした際は、ご協力をお願いします。

目次

ご注意ください	P 3
1 助成目的	P 4
2 対象団体	P 4
3 対象となる事業	P 4
4 対象とならない事業	P 4
5 助成の種類と助成上限額	P 4
6 審査基準	P 5
7 対象となる経費	P 5
8 対象とならない経費	P 7
9 申請書類	P 7
10 申請の流れ	P 8
11 助成決定後の流れ	P 9
12 助成金の返還	P 10
13 Q & A	P 10

1 助成目的

「地域福祉の推進」と「団体の自立性を促進すること」を目的として、地域福祉活動を行うための活動費を助成します。

2 対象団体

・所在地が杉並区内にあり、杉並区内で地域福祉活動を行っている、または令和7年4月1日から令和8年3月31日までに活動開始を予定している民間非営利団体であること

・構成員の半数以上が杉並区在住または在勤であること

※営利、政治及び宗教を目的とした団体は対象外です。

※法人格の有無は問いません。

(例) ボランティア団体、心身障害者団体・高齢者福祉団体・母子寡婦福祉団体・青少年団体及びこれらの連合会、心身障害者・児童・高齢者福祉施設等の社会福祉施設

3 対象となる事業

・地域福祉活動を推進する事業で、発展性のある事業

・杉並区内で実施する事業

・令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完了もしくは実施する事業

4 対象とならない事業

・団体の会員及び関係者のみを対象とした事業

・自主財源のない事業

・行政等から補助や委託を受けている事業

・他から助成金など資金援助のある事業、またはこれから資金援助を受けようとする事業

5 助成の種類と助成上限額

助成総額 400 万円（予定）

(1) チャレンジ応援助成：上限 50 万円

新規活動の立ち上げ

・定例化している事業は含みません。

・地域福祉推進のために新規に立ち上げる事業、または立ち上げから3年未満の事業（令和5年4月以降に立ち上げた事業）

(2) 定例活動活性化助成：上限 20 万円

既存の活動を活性化するための事業

・同事業を3年以上継続しており、事業の継続及び活性化に積極性があること

※1団体につき1事業のみ申請できます。

※(1)(2)共に千円未満を切り捨てた金額で申請してください。

6 審査基準

- (1) 活動内容が明確で、助成対象としてふさわしい活動であること
視点：目的、計画の妥当性
- (2) 実現可能な内容であり、継続性があること
視点：助成金の必要性、実行力、計画性
- (3) 活動の広がりが期待できること
視点：発展性、公益性、社会性、参加性
- (4) チャレンジ応援助成…先駆性があること
定例活動活性化助成…積極性があること
経済的自立を考えていること

7 対象となる経費

対象とする経費は下記を参照ください。諸謝金、バス賃借費用については上限があります。

【対象経費】

諸謝金	研修講師等謝礼金（※1）
消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品や材料等の購入経費、事務用品類、コピー用紙、材料費等
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷経費
通信運搬費	郵送費
賃借料	会場費、機材レンタル費（事業実施当日のみのレンタル Wi-Fi 含む） バス賃借費用（※2）
保険料	保険代（行事保険・レクリエーション保険・損害保険等）
交通費	企画実施に伴うボランティアの交通費（※チャレンジ応援助成のみ）
飲食費	企画実施に伴うボランティアの飲食費（※チャレンジ応援助成のみ）
備品購入費	事業実施に直接必要な備品等の購入経費（※チャレンジ応援助成のみ）

※1 諸謝金上限金額

講師の種別	基準単価 (円/h)
大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者	20,400 円/h 以内
大学准教授、民間専門研究者、民間企業管理層、官公庁局長級	13,250 円/h 以内
大学講師、高専教授、民間専門知識人、官公庁部課長級	9,200 円/h 以内
小中高教諭、民間技術者、高専准教授・講師、官公庁係長以下	7,150 円/h 以内
その他	4,100 円/h 以内

※2 バス賃借費用上限金額

バスの種類	乗車人数の目安	上限金額 (円)	
中型バス (1台)	29名以下	日帰り	103,000 円
		1泊	200,000 円
大型バス (1台)	30名以上	日帰り	120,000 円
		1泊	200,000 円
中型リフト付きバス (1台)	15名以上中型リフト付きバス	日帰り	154,000 円
		1泊	200,000 円
大型リフト付きバス (1台)	中型リフト付きバスの定員を超える場合	日帰り	180,000 円
		1泊	200,000 円

※走行時間9時間、走行距離300km(片道150km)で試算。但し、1泊については一律の金額

8 対象とならない経費

- ・見舞金や心付け、プレゼントなどの贈呈を目的とした経費
- ・飲食、接待など交際的な経費（個人が参加費などで負担すべきものと考えます）
※チャレンジ応援助成のみ、企画実施に伴うボランティアの飲食費は対象となります。
- ・ボランティア保険料
- ・団体の運営に関する経常経費（人件費や家賃、水光熱費、機関誌や定期的発行物の費用）
- ・団体関係者が講師となり事業を行う場合の諸謝金（講師が団体の会員の場合も同様です）
- ・他の事業費の振替による経費
- ・事前打ち合わせに係る経費

9 申請書類

地域福祉活動費助成金申請書（第1号様式、第2号様式、第3号様式）を作成し、下記の添付書類を添えて申請してください。

※申請書の事業の内容については具体的に記入してください。

※添付書類を含む申請書類は原則として返却しません。

【添付書類】

(1) 会則

(2) 役員又は会員名簿

※構成員が杉並区在住または在勤であるかどうかを記載してください。

また、名簿にはお名前とご住所の町名までを記載してください。

(3) 団体の令和5年度事業報告書及び決算書（新規立ち上げ団体の場合はなし）

(4) 団体の令和6年度事業計画書及び予算書

(5) 団体の概要がわかるパンフレット等

(6) 印刷物や備品購入は見積書および購入品のわかるもの

（見積もり合わせをしていただくことが望ましいです）

(7) 講師謝礼金を申請する場合は、講師のプロフィールがわかるもの

(8) その他、杉並ボランティアセンターより指定されたもの

10 申請の流れ ※スケジュールは、変更になる場合があります。

準備

- ・ P 6 の申請書類を作成してください。
- ・ 申請内容や申請書の書き方が分からないときは担当職員が個別相談に応じますので、**事前にご予約ください。**

申請書の提出

- ・ 杉並ボランティアセンター（以下、事務局）に書類をメール、郵送、または窓口に持参してください。

【申請期間】 令和6年12月3日(火)から

令和7年1月18日(土)午後5時まで（必着）

受付時間：火曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで

※締め切り間際は込み合いますので、早めに提出をお願いします。

- ・ 担当職員が書類の内容を確認させていただきます。

面談

- ・ 申請内容について聞き取る面談をさせていただきます。書類を確認後、面談日を決めさせていただきます。面談は事務局の開所時間内で行います。面談には申請内容の分かる担当者が来所してください。※オンラインでの面談は行いません。

審査

2月下旬

- ・ 社協理事、ボランティアセンター運営委員、学識経験者、杉並区職員等で構成する『助成審査会』で審査基準に基づき審査を行います。

助成決定

3月下旬

- ・ 助成の可否や助成金額を事務局から各団体に郵送で通知します。
- ・ 審査の結果、減額しての助成または助成が不可である場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11 助成決定後の流れ ※スケジュールは、変更になる場合があります。

請求書の返送

- ・ 交付決定通知に同封する「交付請求書」を作成してください。
- ・ 振込口座の通帳（口座番号・口座名義・フリガナが分かるページ）のコピーを用意してください。
- ・ 令和7年4月20日(土)までに、交付請求書と通帳のコピーを郵送、または窓口まで持参してください。

減額助成の場合

- ・ 決定された助成金額で、事業の収支予算を再度作成していただきます。
- ・ 交付決定通知に同封する「第3-②号様式 収支予算書」に、修正した予算を記入してください。
- ・ 修正した収支予算書を令和7年4月20日(土)までに提出してください。

助成金交付

- 5月中旬～下旬
- ・ 交付請求書で指定いただいた口座に助成金を振り込みます。

事業実施

- ・ 申請時に事業実施日が未確定の場合は、助成金交付後、速やかに実施日を連絡してください。
- ・ 以下のことが生じるときは、事務局に事前連絡の上、「変更届」を提出してください。変更内容によっては、返還金が生じる場合があります。
 - ①実施事業の内容を、申請内容から変更するとき
(例) 予算より決算額が少なくなる、予定していた経費が不要になる、開催回数、実施日、講師が変わる 等
 - ②団体や施設の概要（法人格、名称、住所、電話番号、代表者、担当者等）を変更するとき

報告書の提出

- ・ 報告書により、事業終了後30日以内（通年事業の場合は令和8年4月19日(土)まで）に報告してください。
 - (1) 報告書（第10号様式、第11号様式、第12号様式）
 - (2) 助成金を使用した経費の領収書のコピー
 - (3) 事業内容の分かる印刷物や写真、チラシなど
 - (4) ありがとうメッセージ
- ・ 事務局に電話予約の上、内容の分かる担当者が持参してください。担当職員が報告書の内容を確認し、事業について報告を伺います。
- ・ 返還金が発生した場合は、報告書と合わせて「事業変更届」の提出をお願いします。

12 助成金の返還

次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合があります。

- (1) 申請内容に虚偽があると判明したとき
- (2) 実施報告書等が正当な理由が無く所定期限内に提出されないとき
- (3) 助成金を対象活動または対象経費以外に使用したとき
- (4) 助成活動を中止したり大幅に縮小したり、または所定期間内に完了できなかったとき
- (5) 助成金の残金が発生したとき

13 Q & A

Q 1 助成金を交付してもらったが、全額使用しなかった場合はどうしたらよいか。

A 1 事業実施の結果、残金が発生した場合は、返還をお願いします。

(例) 会場を変更したので会場費が安くなった、予定していた購入品が安く購入できた等

Q 2 通信運搬費で計上していた助成金は使わないので、追加で消耗品を購入したいが使用先を変更してもよいか。

A 2 助成金は計上した費目で使用をお願いします。他の費目への流用はできません。

Q 3 事業計画にはない他の事業に助成金を使いたい。

A 3 使用することはできません。事業計画で計画された事業に対して助成しておりますので、それ以外の事業には使用できません。

Q 4 予定していた講師が来られなくなった。他の講師に変更したい。

A 4 変更届の提出をお願いいたします。予定の講師から変更になった理由を記載の上、提出をお願いします。

Q 5 印刷物が予定より多く必要になった、追加で助成金はもらえるか。

A 5 助成金の追加はありません。自己資金で負担をお願いします。

Q 6 他の助成金を自主財源として組み入れてよいか。

A 6 地域福祉活動費助成のみを使用していただくことが、当助成金の使用条件になります。他の助成金と併用することはできません。

Q 7 事業内容に変更が生じ、助成金と自己資金だけでは足りなくなったため、他の助成金を申請したい。

A 7 他の助成金と併用することはできません。止むを得ない事情がある場合は、事務局までご相談ください。